

秋田県スポーツ科学センター体力診断システム構築業務委託に係る
条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年4月14日

秋田県スポーツ科学センター所長 岩井 潤

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

秋田県スポーツ科学センター体力診断システム構築業務委託
(以下、「業務委託」という。)

(2) 業務内容

業務委託仕様書のとおり

(3) 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 契約条項等を示す場所及び日時

(1) 契約書案、業務委託仕様書、その他の入札に関する書類は、令和8年4月14日（火）

から4月24日（金）午後5時までの期間において、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(2) 問い合わせ先

〒010-0974 秋田市八橋運動公園1-5

秋田県スポーツ科学センター スポーツ医科学チーム

電話 018-864-7911

FAX 018-823-0008

メール supootsukagakusentaa@pref.akita.lg.jp

(3) 当該入札行為及び仕様書等に関する質問は、様式第8号により受付する。

提出期限 令和8年4月21日（火）

提出場所 2の(2)

提出方法 メール

回答期限 令和8年4月22日（水）

3 入札執行の日時及び場所

令和8年5月1日（金） 午前11時

秋田市八橋運動公園1-5 秋田県スポーツ科学センター2階 研修室

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (4) 秋田県内に本社又は支社、支店、営業所等を有すること。
- (5) 秋田県税に滞納がないこと及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない（適用除外事業所を除く。）こと。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、次により申請書類を提出しなければならない。

① 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 登記事項証明書又は秋田県内に本社又は支社、支店、営業所等があることを証明する書類の写し

② 提出期間

令和8年4月14日（火）から4月24日（金）の間の日曜日、土曜日を除く午前9時から午後5時まで。

③ 提出場所及び提出方法

提出は、2の(2)に記載の秋田県スポーツ科学センター スポーツ医科学チームまで持参又は郵送により行うこと。ただし、郵送の場合は、事前に電話連絡のうえ、②の期間内に必着とすること。

④ 提出部数

1部

⑤ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」へ掲載し、配布する。

(2) 入札参加資格の確認は、提出期限日をもって行う。

(3) 入札参加資格確認申請書提出後の申請書への追加及び変更は認めない。

(4) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認を行わないものとする。

(5) 入札参加資格確認申請書に虚偽記載があった場合は参加資格の取り消しを行う。

(6) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書の提出後、落札者が決定される

までの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届（様式第2号）を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

6 入札保証金

(1) 入札参加者は、契約希望金額の100分の5以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則第160条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、入札保証金の還付は、落札者に対しては当該契約の締結後に、その他の者は入札終了以降に行う。

(2) 入札保証金の納付を免除される者については、入札保証金免除申請書（様式第3号）に免除の事由を証する書類を添付して5（1）②に定める提出期間内に提出し、審査の結果免除を認められた者とする。

(3) 入札保証金の納付を免除される者は、秋田県財務規則第162条第1項第1号又は第2号に該当する者とし、次の①又は②の書類を入札参加資格確認申請書等と同時に提出すること。なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

① 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

② 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該契約若しくはこれに相当する契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した証（契約書及び支払通知書の写し等）を提出し、審査の結果免除を認められた者とする。

7 入札の執行

(1) 5により入札参加資格確認申請書等を提出した者は、3に記載の入札執行の日時及び場所に入札書等を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

入札書は入札書（様式第4号）を、再入札の際は再入札書（様式第5号）を使用するものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は委任状（様式第6号）を提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。

(4) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位

を決定し、最上位者を落札候補者とする。

- (5) 入札執行回数は2回を限度とし、落札候補者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低額の入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 入札参加者が1者であった場合であっても、原則として入札を有効なものとして執行するものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者となった者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって、次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき
- (2) (1)により落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は7の(4)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(1)の確認等を行うものとする。
- (3) 落札者が決定するまで、(1)及び(2)を順次繰り返すものとする。
- (4) 契約担当者は、(1)により落札候補者が入札参加資格を有しないと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を通ずるものとする。
- (5) (4)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。
- (6) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない（適用除外事業者を除く）。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く。）又はその金額に不足がある者のした入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

- (5) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (6) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札または首標金額を訂正した入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わなかった者の入札
- (10) 前各号に定めるものの他、指示した条件に違反すると認められる入札

10 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則第160条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
契約保証金の還付は、当該契約に係る義務履行があったときに行うものとする。
- (2) 契約保証金の納付を免除される者については、契約保証金免除申請書（様式第7号）とともに、県を被保険者とする履行保証保険契約書を契約締結時までに提出し、免除を認められた者又は、過去2年間に国又は地方公共団体と当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した証（契約書及び支払通知書の写し等）を提出し、審査の結果免除を認められた者とする。

11 その他

- (1) 入札参加者は、印鑑を持参して参加し、代理人の場合は委任状を提出すること。
- (2) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とする。
- (3) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が4に掲げる資格を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (4) 契約の手続きにおいて使用する通貨及び言語は、日本国通貨及び日本語とする。